

## 佐賀県告示第 272 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和 7 年 12 月 23 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
仁愛クリニックなごや 診療所	唐津市鎮西町名護屋 4198	令和 7 年 7 月 1 日
公立佐賀中央病院	多久市東多久町別府 3562 番地	令和 7 年 7 月 1 日
あおぞら薬局太良店	藤津郡太良町大字多良 1547	令和 7 年 8 月 1 日